

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

議員から提出されました意見書第1号を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1．常襲水害地対策特別委員会報告から日程第3．大学設置に関する特別委員会報告までの以上3件を一括議題といたします。

順次、特別委員長の報告をお願いしたいと思います。

最初に、常襲水害地対策特別委員会の報告を求めます。

牟田常襲水害地対策特別委員長

牟田常襲水害地対策特別委員長／常襲水害地対策特別委員会、中間報告をいたします。

本委員会では、昨年、雨期前に委員会を開催し、その水害対策のその進捗度、そしてその今後の、去年の雨期前ですから、その雨期に対する備え、そういうのを協議し、意見交換等を行いました。

また、10月には武雄市常襲水害地対策促進期成会及び六角川調整期成会とともに、委員長のみですけれども、国のほうに要望を陳情してきました。

強くお願いしてきたつもりです。

市長、その他、みな、強く強く要望を行ってまいりました。

また、この要望活動というのは毎年行われているもので、継続的な要望というのがこれからも必要と実感した次第です。

さらに12月4日、特別委員会、12月に入って治水対策、水害、情報発信とか、武雄河川事務所との取組、そして今後の意見交換等の話、会議をいたしました。

また、本年入ってから、特定都市河川の先輩都市である奈良県の大和川周辺の自治体を訪れ、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所とかといろいろ現地を回り、うち、話をし、その特定都市河川の専権事項というものを視察し、そして、それを武雄に生かせるような形で視察を行ってまいりました。

これからも、水害による被害が最小限に水害による被害が最小限度にとどまるよう、順次活動していき、市民生活の安全安心に少しでも寄与できるようにやっていきたいと思います。
以上、中間報告といたします。

議長／ありがとうございました。

次に、議会改革等調査特別委員会の報告を求めます。

山口議会改革等調査特別委員長

山口議会改革等調査特別委員長／議会改革等調査特別委員会の委員会報告をいたします。

本委員会では、議会業務継続計画、通称・議会ＢＣＰの策定に向けた調査研究を大きな柱として取り組んできました。

災害時の議会ＢＣＰでは、他市議会の事例を参考に行動マニュアルの調査研究を行いました。行政視察では、愛知県の安城市、豊橋市において議会報告、タブレット端末による電子採決について、現状と課題について御教示いただきました。

引き続き、議会業務継続計画による災害時の対応マニュアルの作成、タブレット型端末による情報の共有化、迅速な情報伝達とさらなる活用の研究など、議会の機能強化へ向け、議会改革全般の調査研究に取り組んでいきました。

以上、議会改革等調査特別委員会の中間報告といたします。

議長／ありがとうございました。

次に、大学設置に関する特別委員会の報告を求めます。

山口大学設置に関する特別委員長

山口大学設置に関する特別委員長／大学設置に関する特別委員会の報告をいたします。

本委員会では、令和５年度に引き続き、白岩体育館跡地へ開学予定の武雄アジア大学（仮称）について情報収集、調査、研究を柱として取り組んでまいりました。

令和６年度は３回の特別委員会を開催し、事業費、資金計画、施設の概要、大学設置認可申請についてなどの説明がありました。

その中で、１０月１８日に文部科学省に大学設置認可申請書を提出したとの説明があり、また、２月１８日には進捗状況の報告がなされるなど、旭学園からも随時、情報の共有が図られています。

現在、設置認可申請は審査中であるとのことなどもあり、今後も引き続き情報収集、調査研究に取り組んでまいります。

以上、大学設置に関する特別委員会の報告といたします。

議長／ありがとうございました。

ただいまの報告は、いずれも中間報告でございますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で各特別委員会の報告を終わります。

これより議案審議を開始します。

日程第４．第１号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第１号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより第1号議案を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第1号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5．第2号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

第2号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 6．第 3 号議案 武雄市情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 3 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「異議なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 7．第 4 号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 4 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 8．第 5 号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 5 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 9．第 6 号議案 武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 6 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 10. 第 7 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 7 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 11. 第 8 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 8 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 12. 第 9 号議案 武雄市老人ホーム入所判定委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 9 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 10 号議案 武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 10 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 11 号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設設置条例を廃止する条例を議題といたします。

第 11 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 15. 第 12 号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

第 12 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 16. 第 13 号議案 市道路線の廃止についてから日程第 18. 第 15 号議案 市道路線の変更についてまでの以上 3 議案を一括議題といたします。

第 13 号議案から第 15 号議案までの 3 議案に対する一括質疑を開始します。

質疑通告がっておりますので、これを先に許可します。

12 番 池田議員

池田議員／13 号から 15 号議案までの一括質疑ということですが、第 13 号議案 市道路線の廃止についてと第 14 号議案 市道路線の認定についてで、大綱的な質疑を少しさせていただきます。

今回の路線廃止の総延長は 9,620.7 メートルですね、総路線でですね。

認定路線については 7273.8 メートル。

2,346.9 メートルの減と、減ですね、市道が減ということになります。

これ、路線によってずっと違うのですが、認定された路線の中には廃止路線からしたら間があいたりですね、山間部に近いところが廃止になったりしているわけなんですけれども、これまで一般質問等でもよく話が出ていた管理ですね。

山間部になってくれば、区役でしたりとかですね、そのときの人数が足りないと言われている中に今回付け替えでもないですよ。

拡幅等の改良でもないような感じもいたします。

そういった中に今後の維持管理についてはどのように考えられているのかお尋ねします。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／おはようございます。

議員御質問の市道廃止についての質問でございますが、市道廃止後は法定外公共物となり、維持管理は地元をお願いすることとなります。

なお、修繕等が発生した場合には、武雄市生活道路等整備事業補助金で対応してまいりたいと考えております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

第 13 号議案から第 15 号議案までの 3 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 19. 第 16 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）を議題といたします。

第 16 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましてはお手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 20. 第 17 号議案 令和 6 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 回）を議題といたします。

第 17 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 21. 第 18 号議案 令和 6 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 18 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第 22. 第 19 号議案 令和 6 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 19 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 23. 第 20 号議案 令和 6 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 20 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 24. 第 21 号議案 令和 6 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 21 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 25. 第 22 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 22 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 26. 第 23 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

第 23 号議案に対する質疑を開始します。

質疑通告がっておりますので、これを先に許可します。

8 番 豊村議員

豊村議員／第 23 号議案、2 款 2 項 1 目、企画総務費 18 節の大学施設等整備事業費補助金について、何点か質問いたします。

文部科学省が公表している大学設置認可に関する審査スケジュールでは、1 月に審査、意思伝達が行われるように記されていますが、今回、武雄アジア大学における申請について、審査、意思伝達として何かしら伝達が行われているのでしょうか、ないのでしょうか。

意思伝達の件について答弁願います。

次に、認可が通らず、再申請を目指す、もしなかった場合に、その場合、土地の賃貸契約について決められていないと思いますが、その場合、どのように考えているのでしょうか、答弁願います。

次に、高校生へ受験や入学を希望するかのアンケート調査がありましたが、その実施について、市として主催者である学校法人に確認すると、市の職員さんより伺いましたが、受け手側の高校に対して確認を行う予定はないか答弁願います。

最後に、文部科学省からの審査、意思伝達について、秘密会でも議会全体への報告をと思いますが、この点について答弁をお願いいたします。

以上です。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／おはようございます。

最初の審査、意見の伝達ですけれども、旭学園からは文科省が示す大学の設置等に係る提出書類の作成手引きの項目 12、審査に係る情報の取り扱いについてにおいて、大学設置・学校法人審査における公平公正な審査の実施のため、審査中の案件に係る情報については非公表とすると規定されており、議員御質問の審査伝達の内容を含む詳細については開示はできませんが、文科省が示しているスケジュールに沿って審査が順調に進んでいる旨、報告を受けております。

2 番目に、仮に新大学の認可が下りず、旭学園が再申請の判断をされた場合の用地の契約のみ回答いたしますけれども、現在、締結している土地使用貸借契約書の契約期間などの変更契約が必要であると認識しております。

3 番目の高校生アンケートの取得方法の疑義についてでございますけれども、市民より文書を受領したことを受け、市より旭学園へ現在、事実確認をしている状況であります。

その回答内容を踏まえ、市から高校へ直接聞き取りすることも考えております。

最後ですけれども、仮に秘密会での委員会が開催された場合であっても、先ほど答弁いたしましたとおり、新大学の設置認可に関する詳細な内容は文科省の定めにより、御報告はできないこととなっております。

議長／12 番 池田議員

池田議員／第 23 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計予算について、何点か質問をさせていただきます。

通告でガバメントクラウドについてお尋ねしようかなと思っていたんですが、ここは総務案件ということでちょっと取下げをさせていただきました。

ページ数でちょっと行きたいと思います。

ページ、140 ページ、7 款 1 項 3 目 18 節の西日本・九州ゴールデンルートアライアンス負担金ですね。

これ、昨年は 50 万円、昨年度というか、今年度ですね、令和 7 年度については、その 10 倍の 500 万円という負担金がかかっております。

昨年、去年の 3 月にも質問をさせていただきましたが、インバウンドを引き込むためということと、チラシ等販促物を共同で制作し誘客プロモーションを広域で行っていくという事業

内容ということですが、今回、そのチラシ等がどのように作成されて、わたったのかも分からない中、この 500 万円的大幅増という予算になっておりますけれども、こういった事業をされていくのか、また、大きな予算を伴う中で、これの費用対効果というか、経済目標の分についてどのように見込まれているのか。

また、このゴールデンルートアライアンスに加盟されている自治体の中で、佐賀県内では武雄市だけということですが、なぜ武雄市だけなのか、この点についてお尋ねをいたします。次に、143 ページ、8 款 2 項 1 目 12 節、地すべり測量設計業務委託料についてお尋ねいたします。

昨年度も 6 年度も上がって、7 年度もこの委託料が上がっておりますが、この箇所について、場所ですね、複数あるところの地すべりの測量設計なのか、場所が決まっているのか、そこのお尋ねをいたします。

次に、155 ページ、10 款 1 項 3 目 12 節の官民一体型学校連携業務委託料、これは去年までなかったんです、6 年度はなかったと思うんです。

これ、花まる学習の分なのか、また、違う官民一体なのか、そこについて中身をお尋ねしたいのと、また、委託先と選定方法、そして、業務内容がどういうものなのかお尋ねをさせていただきます。

次に、10 款 1 項 3 目 13 節、官民一体型学校関連教材ライセンス料ですね。

これも 6 年度はありませんでした。

7 年度に新たにこのライセンス料が発生をいたしております。

これも花まる学習に関するものなのか、お尋ねをいたします。

昨年、一般質問等の答弁で、3 年間の延長することに決まったということになっておりますが、これ、協定書なりの締結等行われているのか、また、複数年度にわたる場合、これは予算がずっと計上されてくるのかなと思いますけれども、この辺の関連についてもお尋ねをいたします。

この官民一体型学校に関連して、予算書のページ、89 ページの 21 款 4 項 4 目になるんですかね、教材費という部分が上がっておりますけれども、昨年まで、以前はこの教材費の中に花まる学習の教材費が含まれていたと思います、説明ではそう聞いてまいりました。

今回、これもこの官民一体型学校という部分の教材費になってくるのか。

次に、156 ページ、ちょっと関連した部分で、10 款 1 項 3 目 18 節の小中学校給食費支援事業費補助金、これについては、昨年というか、令和 6 年度と同様で一人当たりというか、値上げの分の 2 分の 1、物価高騰分を補填というか補助をするということで、これは 1 人 2 分の 1、価格高騰分の 2 分の 1 ということですよね。

もう一つ、ページ、119 ページの 3 款 3 目 1 項 18 節、保育所等給食費支援事業費補助金、これどのような形で支援をされるのか、また、これが先ほど小中学校の部分は上昇分の 2 分の

1 ですね、これ分かりやすいのですが、ここの児童 1 人の当たりの支援について、どのような金額というかですね、補助部分になってくるのか、そこをお尋ねをいたします。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／おはようございます。

7 款 1 項 3 目 18 節、西のゴールデンルートの負担金の件なのですが、このゴールデンルートアライアンスは、欧米豪旅行者や高付加価値旅行者をメインターゲットと位置づけ、西日本・九州の誘客促進につなげるため発足されております。

で、発足につきましては、福岡市長の呼びかけの下、現在 19 自治体が入入しているという状況になっておりまして、県内からは武雄市のみというような状況になっております。

令和 6 年度は専用ウェブを立ち上げ、欧米豪以外にも英語圏の個人旅行者にも情報発信に取り組んでおる状況であります。

令和 7 年度につきましては、大阪万博を契機とした西日本・九州への誘客を主目的とし、万博会場への共同出展により、プロモーションが計画され、併せて、旅行者が万博を訪れる旅マエや滞在中の旅ナカでも大手メディアによる記事広告などの展開することを予定されております。

本市の負担金は、前年度と比較し大きくなっておりますけれども、負担金につきましては自治体の人口規模によって区分されております。

また、単体での取組が難しい大がかりなプロモーションができるものというふうに考えております。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／8 款 2 項 1 目 11 節、地すべり測量設計業務委託料の箇所についてですが、西川登町、市道岳線と北方町、市道原田線の 2 路線 2 か所でございます。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／10 款 1 項 3 目の御質問でございます。

12 節、委託料の官民一体型学校連携業務委託料につきましては、議員御質問のとおり、いわゆる花まるの分でございます。

これにつきましては、今年度で 10 年目を迎えております。

これまで報告いたしましたとおり、令和 7 年度から 3 年間継続して実施するということにし

ておりまして、本事業の目的を達成するために、委託先については花まる学習会というふう
に想定をしております。

この委託料の内容につきましては、昨年度までいろんなところに散らばったものをまとめま
して、1つの委託業務という形でやる予定でございます。

人件費と、また、実際の連携費、また、事業等をまとめた予算となっております。

2点目のライセンス料につきましては、御提供いただく教材ライセンス料でございまして、
これも昨年度までは教材費の一部として、お支払いをしていた部分でございます。

協定につきましては、令和7年2月3日、株式会社こうゆう、武雄市、武雄市教育委員会の
3者で協定書を締結しているところでございます。

雑入の教材費の自己負担についてでございます。

これにつきましては、議員おっしゃるとおり、昨年度と変わらない購入費、個人負担の教材
費でございます。

次に、3款3項1目18節でございます。

保育所等給食費支援事業費補助金分についてでございますが、市内の保育所等に対しまして、
これは令和4年度から行っている県補助金を含む補助事業でございます。

保護者への負担軽減額につきましては、各保育所等で異なりますけれども、年間にかかる給食
費の食材費から実際に保護者が負担する予定の分を差し引いた分が軽減されるということで、
令和7年度保護者負担軽減分としましては、これも先ほど申しましたとおり、ばらつきがご
ざいますけれども、園児一人当たり最大で1万5,000円の負担軽減を見込んでいるところでご
ざいます。

議長／12番 池田議員

池田議員／ゴールデンルートアライアンスの件で、万博の会場等で共同出展をされるという
ことですが、これ、会場の経費等分かれば教えてください。

それと、官民一体型学校、協定書を再度結ばれたと。

協定書を3年間延長の分結ばれたということですよ。

これ、協定書も後で欲しいのですが、これ、一部の学校だけ採択されるわけですよ。

これで人件費、その業務を委託する場合に人件費とか、事業費とかが発生していく。

特定の学校の中で、この事業をやっていく中ですね、学校教育法とか義務教育法、また、教
育基本法との、どこにいても同じ教育ができるとか、そういう中身との整合性についてはど
のように捉えられているのか。

それとですね、155ページの10款1項3目12節、委託料の中で、PTA活動、DX化支援
業務委託料というものがあります。

これはPTAの活動を支援されていくと思いますが、どのような支援を考えておられるのか、2回目、お尋ねをいたします。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／万博会場の経費ということで御質問でしたけれども、細かい数字までは持ち合わせておりませんので、ちょっと現時点での答弁は差し控えます。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／まず、協定書の部分でございます。

今日、手元に協定書を持ってきてないので、詳細については未定ですけれども、まず、この部分につきましては、6校がいわゆる実践校という形でございますが、残りの学校につきましても、何らかの形で関わるということで、この協定につきましては、佐賀県内、武雄市内全部の何らかの花まるの事業に関するものについてまとめて協定を結んでいるものでございます。

それと、DX化につきましては、今回新しく出させていただいておりますけれども、保護者の方に対しての、デジタル機器を活用した学校とのやり取りについて、今後研修会等を行いながらよりよいやりとりができるように進めていく予算でございます。

議長／ほかにありますか。

12番 池田議員

池田議員／最後に、ちょっと例えていったらいかんですが、いろんな、先ほど市道認定のところにも、今後の維持管理というところでお尋ねさせていただきましたけれども、人手不足の中に、やはりこういったところを手当していくことも、予算の中で重要だと思うんですね、10款2項1目、12節の小学校選定委託料の部分でちょっと比較をさせていただきますけれども、これ、昨年、令和6年度は200万円、7年度も200万円、中学校においては10款3項1目、12節の中学校選定業務委託料については昨年、6年度は104万円、7年度は110万円で、若干上がっておりますね。

これ、全体的に考えたときに、物価高騰とか、いろんなものがある中、また人件費も賃上げとか言われている中に、トータルでこういうものを予算の中に反映されているのか、そこをお尋ねさせて、全体的にですね、そこをお尋ねさせていただきたいのと、先ほどのゴールデンルートアライアンスの分は、差し控えますということは、ここで答えがないと捉えられる

ので、後刻、報告をいただければと思います。

以上です。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／経費につきましては5,500万円で現在、事業者を募集しているというような情報がありましたので、5,500万になろうかと思っております。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／すみません、教育委員会でも、先ほど申しました選定料等につきましては、各学校等で見積もりによるものでございます。

ちょっとあくまでの学校の部分については教育委員会のほうでまとめて見積もっているところでございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

18番 牟田議員

牟田議員／あんまり、今日聞くつもりはなかったのですが、さっき生活道路廃止予算で、生活道路廃止で、生活道路等整備予算でやっていくということなんですけれども、これ、ずっと当初予算は、ここ数年1,000万で、ずっと同額計上されていますよね。

過去数年、道路廃止、そして生活道路のやつもやらないけど、ずっと同じ金額が計上されて、さらにそういうところが増えている中、これはどうやって今後対応していこうと思っているのか。

聞くのが、予算がちょっと、まだないからというのもよく聞きます。

そういう中で、ここ数年、生活道路に関して、地域の、これは平成9年でしたっけね。

大蔵省が里道を市の管理にする、市は地区の管理にするということで、地区の管理というのがものすごく増えたんですよ。

これは主に周辺部です。

そういう中で、生活道路予算で対応していくということなんですけれども、ずっとこの1,000万の高止まりになっている。

そういう中で、どういうふうにこの1,000万、プラスアルファ肉付けをされていくつもりなのかお伺いしたいと思います。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／この予算につきましては、上限 1,000 万の中で各地区のほうから自主的に里道等の舗装だとかブロック付けについて要望を受けまして、各地区***、進めております。

確かに議員御質問のとおり、こういう里道が増えてきますと、今後の維持管理にも費用が掛かってきますので、そこは今後、費用については財政課としっかり打合せをしながら、プラスアルファの部分についてはまた考えていきたいと思います。

議長／20 番 江原議員

江原議員／82 ページの県補助金の教育費補助金。

2 節の小中学校費補助金の中の原子力・エネルギー教育支援事業補助金、9 万 8,000 円ですが、どういう趣旨でどういう事業になっていくんですか、お尋ねします。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／すみません、通告でいただいておりますので、後でこれについては御報告させていただきます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 27. 第 24 号議案 令和 7 年度武雄市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

第 24 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 28. 第 25 号議案 令和 7 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

第 25 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 29. 第 26 号議案 令和 7 年度武雄市競輪事業特別会計予算を議題といたします。

第 26 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 30. 第 27 号議案 令和 7 年度武雄市給湯事業特別会計予算を議題といたします。

第 27 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 31. 第 28 号議案 令和 7 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算を議題といたします。

第 28 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 32. 第 29 号議案 令和 7 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計予算を議題といたします。

第 29 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 33. 第 30 号議案 令和 7 年度武雄市工業用水道事業会計予算を議題といたします。

第 30 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 34. 第 31 号議案 令和 7 年度武雄市下水道事業会計予算を議題といたします。

第 31 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 35. 報告第 1 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 1 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 36. 意見書第 1 号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

7 番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。

意見書第 1 号につきまして趣旨説明を行います。

まず、意見書を読み上げさせていただきます。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書（案）につきまして、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和 5 年 10 月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、消費税の課税事業者が制度開始以前のように仕入税額控除を受けるには、取引先から適格請求書（インボイス）等を発行してもらう必要があり、発行してもらえない場合は税負担増となる。

そのため年間売上額 1,000 万以下の消費税免税事業者は取引先からインボイスの発行を求められることになるが、インボイスの発行のために課税事業者になると、消費税の申告、納付が義務づけられるため、税と事務の負担を負うこととなる。

また、インボイスを発行できない免税事業者は、取引事業者からの不当な値下げ要求や取引排除を覚悟しなければいけない懸念が強く指摘されてきた。

施行から 1 年が経過したが、小規模事業者などからは

税負担増や減収による経営状況悪化やインボイスに関わる経理事務の負担を訴える声が噴出している。

結果として消費税納付のための借入や廃業といった声も上がっており、インボイス制度が事業活動や国民生活へもたらす深刻な影響は決して看過できるものではない。

令和 5 年 9 月には当事者からの声としてフリーランスや小規模事業者などで構成する民間団体が中心となって集めたインボイス制度の反対署名約 54 万筆が当時の岸田文雄首相国会事務所に届けられている。

消費税免税事業者は、個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など多岐にわたるが、これらの人々が廃業、引退すると、仕入れ元の課税事業者や消費者にも影響が及び多くの国民の不利益につながる。

インボイス導入後、多くの事業者の不況や昨今の経営をとりまく環境、反対の訴えに鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や経済の活性化の重要性を考えるとインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、中小企業、小規模事業者の事業存続や日本経済復興、ひいては国

民の生活を守るため、インボイス制度を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するという内容でございますけれども、補足として申し上げますと、一般的な理解としてよく言われているのが、消費税はお客さんから預かった税金だからそれを免税事業者が納めないのはおかしいというような指摘をされることもありますけれども、これはちょっと、正しい理解ではございません。

消費税はあくまで売上げに対して事業主に課される税金でありまして、赤字でも納めなければいけない、実質的には売上税の性質を持っているものです。

これは税理士さんなどでも誤解している人が多いようですけれども、本来は売上げにかかる税金という位置づけになっています。

消費税の免税制度は、あくまでも、経営基盤の弱い零細企業や個人の経営を支援する制度ですので、インボイス制度はこの弱者救済の制度を受けられなくしてしまう、実質的な増税になってしまうと言えます。

地方経済を支える零細企業や個人商店を守るためにもぜひ御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長／意見書第 1 号に対する質疑を開始します。

質疑はございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

意見書第 1 号は総務常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。